

本校校則について

1. 服装・頭髪について

(1) 服装・頭髪は清潔・端正を旨とし、服装については以下の「服装規定」を遵守する。

「制服規定」

・詰襟、スラックスタイプ

- ア. 制服 本校指定のものを正しく着用する(ボタンはすべて掛ける)。
- イ. ワイシャツ 本校指定のものを正しく着用する(ボタンは第1ボタン以外すべて掛ける)。

・ブレザー、スカートタイプ

- ア. 制服 本校指定のものを正しく着用する(ボタンはすべて掛ける)。
スカート丈は、膝の中心より下とする。また、スカートの折り曲げや丈の調節、制服の改造・変造をしてはならない。
- イ. ブラウス 本校指定のものを正しく着用する。

・ブレザー、スラックスタイプ

- ア. 制服 本校指定のものを正しく着用する(ボタンはすべて掛ける)。
- イ. ブラウス 本校指定のものを正しく着用する。

※原則として、男子は詰襟、スラックスタイプを着用する。女子は、ブレザー、スカートタイプまたはブレザー、スラックスタイプを着用する。

「その他の服装規定」

ア. 防寒着(コート等)の色やデザインは華美でないものを基本とし、デニム素材・皮素材のもの・パーカー類は禁止する。(部で認められた防寒着は除く)タイツの色は黒・紺・肌色とする。セーターは、本校指定のものを着用する。

イ. 通学用の靴は通学に適した安全で、華美な色や装飾のないものを着用する。
(サンダル類は禁止する)

ウ. 靴は通学の安全を妨げない機能的なものであり、華美な色や装飾のないもの。

エ. 靴下の色は白・黒・紺の単色とし、ワンポイントまでとする。長さは、くるぶしが隠れること。スカートを着用する場合の長さは、膝にかからないこと。(儀式においては、無地またはワンポイントの黒・紺とする。スカートを着用する場合の長さは、ハイソックスとする。)

オ. ベルトの色は黒・茶とし、マフラー類は型・色ともに華美なものを使用しない。

カ. 装飾品を用いることは禁止する。

キ. ワイシャツの裾はスラックスの中に入れ、外に出してはならない。

ク. 夏服期間のみ学校指定のポロシャツ着用を認める。その際、第1ボタン以外は掛けること。
(式典時の着用は不可とする。)

* 儀式等においては、指示された制服を統一して着用するものとする。

「夏服について」

原則、6月1日、10月1日を衣替えとし、6月1日から9月30日までは、指定の夏服の着用を認める。また、この間の冬用セーターの着用は認めない。衣替えのそれぞれ前後2週間を移行期間とし、冬・夏どちらの服装でもよい。

「上履・体育着等について」

ア. 上履・体育館履・体育着はいずれも本校指定のものを着用する(かかとをつぶさずに着用すること)。

イ. 体育着を体育以外の教科の授業の際に着用することを、原則として禁止する。

(2) 頭髪の規定は、以下のとおりとする。

- ① パーマ、カールなどの加工をしてはならない。
- ② 染色・脱色をしてはならない。また、ドライヤー・アイロンなどで変色した場合は、改善する。
- ③ 極端な刈り上げ等の奇抜な髪型は禁止し、清潔感を保つ。
- ④ エクステンションを使用してはならない。
- ⑤ 髪留めはゴム、ヘアピン、シュシュのみとし、色は「黒・紺・茶・白」の単色とする。装飾品の付いた物や奇抜なデザイン等は不可。
- ⑥ ワックスなどの整髪料の使用を禁止する。
- ⑦ 眉毛は過度に加工してはならない。

(3) 化粧ならびに装飾品の使用を禁止する(髪飾り・着色リップ、カラーコンタクト、ピアス等を含む)。

2. 事故防止について

- (1) 自他の生命の尊重を常に考慮し、交通安全に心がける。また、「交通安全規定」(別項)を遵守する。
- (2) 宿泊を伴う県外への私的な旅行を行う場合、事前に「旅行届」を提出する。また、私的な海外旅行を行う場合、「海外旅行届」を提出する。
- (3) 学校以外の団体が主催する集会や行事に参加する場合は、事前に学校の指導を受ける。
- (4) 事故・違反・警察補導等の対象となった場合は、すみやかに学校に申し出る。

3. アルバイトについて

アルバイトを希望する場合には、「アルバイト届」を提出する。ただし、届を提出するにあたっては下記事項を満たしていることと、定められた「規則」を遵守することが条件となる。

- ① 経済的理由等、目的や理由が正当であると認められること。
- ② 業務内容・就労時間・安全性・労働環境・期間等が適切である。
- ③ 保護者の責任のもとに実施する。
- ④ 学習面・出席状況や生徒指導上の問題がなく、アルバイトを行う上で、学業・学校生活に支障がない。

「規則」

- ① アルバイトは主として休日に実施し、授業日も含め1週間のうち3日以内を目安として実施すること。ただし、長期休業期間においては、半分の日数以内を目安として実施する。なお、年度をまたいで実施する場合は、年度初めに更新の手続きを行う(新2年生のみ)。
- ② アルバイトは、21時までに終了すること。
- ③ アルコールを介しての接客や、宿泊を伴うアルバイトは禁止とする。
- ④ 定期考査等の1週間前から考査終了までは、アルバイトは行わない。
- ⑤ 1年次は、夏季休業に入るまでアルバイトを行わない。
- ⑥ 3年次は、進路が内定し、2学期中間考査の終了するまで、アルバイトを行わない。
- ⑦ 各学期末の成績で、不振科目(評定1)が1科目でもある場合は、アルバイトを禁止する(前年度の未修得科目を含む)。また、成績不振の生徒はアルバイトを禁止する。
- ⑧ 出席状況・授業態度・服装・頭髪など校則違反や特別指導等の生徒指導上の問題がある生徒は、アルバイトを禁止することがある。

4. 携帯電話等(スマートフォン・ゲーム機・スマートウォッチなど)について

校内における携帯電話等に関する規則ならびに指導

(1)規則

- ① 校内へ携帯電話等を持参する場合は、この規則と指導項目を遵守するものとする。ただし、ゲーム機を校内に持参してはならない。
- ② 登校後から終業時まで、校内における携帯電話等の使用を禁止する。放課後の校舎内の使用も禁止する。また、校内で充電してはならない。
- ③ 校内に持参する場合は、必ず電源を切り、カバン等の中に保管しておくこと。身に付けたり、周辺に置いたりしてはならない。
- ④ 職員の許可を得た場合は、使用を認める。

5. 自転車通学者

- (1)自転車通学を希望する生徒は、「許可願」を提出し、許可証(ステッカー)を自転車の所定の位置に貼付する。
- (2)防犯登録を必ず行い、整備点検に心がける。
- (3)自転車は駐輪場の指定された場所に置き、必ず施錠する。(二重ロックが望ましい)
- (4)交通法規・マナーを遵守し、安全運転を励行する。2人乗り・並列走行・傘差し運転等を行ってはならない。
- (5)ハンドルを变形する等の改造や、ハブステップの装着を禁止する。
- (6)交通事故の当事者となった時は、相手の住所・氏名・連絡先や車両番号等を確認するとともに、直ちに警察、保護者と学校に連絡する。「高校生補償制度」などの任意保険に加入すること。
- (7)自転車通学の際の雨具は、道路交通法施行規則により、雨合羽を着用すること。
- (8)安全確保のため、ヘルメットを着用する。